

公益社団法人日本語教育学会
文化庁委託事業特別委員会設置運営規程

制 定	2021 年 5 月 9 日 2021 年度第 1 回理事会
一部改定	2022 年 3 月 27 日 2021 年度第 5 回理事会
一部改定	2022 年 7 月 24 日 2022 年度第 1 回臨時理事会
一部改定	2023 年 3 月 26 日 2022 年度第 3 回理事会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本学会」という。）定款第 42 条の規定に基づき、文化庁委託事業を遂行するための特別委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び種別)

第2条 委員会は、理事会の議を経て、本会の文化庁委託事業特別委員会として設置する。
2 委員会の設置期間は、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までとする。

(所掌業務)

第3条 委員会は、以下の事業の実施を統括する。
(1) 令和 5 年度 現職日本語教師研修プログラム普及事業の「④児童生徒等に対する日本語教師【初任】研修」及び、「⑦日本語教師【中堅】に対する研修」
(2) 令和 5 年度「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

(委員)

第4条 委員は、理事会が委員会の所掌業務に寄与できる会員及びその他の学識経験者の中から選出する 7 名以内とし、会長が委嘱する。

(委員会の運営)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。委員長は、会長とする。副委員長は委員長の指名により選出する。
2 第 3 条の研修事業を実施・運営する部会を研修事業毎にそれぞれ配置し、各部会に部

会長を置く。部会長は委員長が指名する。副委員長が部会長を兼任することがある。

- 3 所掌業務の分担、その他委員会の運営に関することは、委員会において決める。

(委員会の招集及び議事)

第6条 委員会の招集は、委員長が行う。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、委員会を開くことができない。
- 3 委員長は、委員会業務の進捗状況を適宜理事会及び常任理事会に報告するものとする。

(費用及び報酬)

第7条 委員には、業務に関わる交通費等の費用を支払う。

- 2 受託費用の範囲内において、会議出席謝金等の報酬を支払うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において行う。

- 2 委員会及び第5条第2項の部会に関する庶務については、受託費用で事務局内に非常勤職員を雇用し、これにあたる。
- 3 前項の非常勤職員は、前項の業務について事務局担当職員に定期的に報告する。事務局担当職員は、当該非常勤職員に適宜指示をだすとともに必要な補助をする。

(雑則)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

附 則

この規程は、2021年6月10日から施行する。

附 則

この規程の改定は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改定は、2022年7月24日から施行する。

附 則

この規程の改定は、2023年4月1日から施行する。